

《玉川高島屋 SC 開店、「多摩川の自然を守る会」発足、公害国会》

1969年（昭和44）、東急田園都市線の二子玉川駅前に、玉川高島屋ショッピングセンター（SC）が開設されます。日本最初の郊外ショッピングセンターでした。都市型ライフスタイルにマッチして客を集め、二子玉川地区は、文化発信の拠点に成長していきます。（注1）

その翌年の1970年（昭和45）2月、小田急線の和泉多摩川駅周辺の地元住民が中心となって、「多摩川の自然を守る会」が結成されます。リーダーは、横山理子氏。学者や自然愛好家ではなく、ふつうの市民たちが、団体を結成し、自然の保護運動を開始します。

そして同年8月、東京都建設局が、立川一羽田間を結ぶ道路の建設を発表。その道路ルートは、東京都狛江・調布地区の多摩川堤防沿いでした。地元住民たちは、自然・生活環境が脅かされると考え、「多摩川の自然を守る会」を陣頭に道路建設反対運動を展開していきます。（注2）

道路反対運動が背景にあったとはいえ、多くの市民団体は連携しながら、多摩川の自然の大切さや、利用の理念などを議論していきます。それに向き合ったのが、多摩川の河川管理者である京浜工事事務所でした。それは、やがて10年後に、多摩川の自然環境の保全と秩序ある利用を規定した「多摩川河川環境管理計画」（通称、環管計画）を創出していくことになります。

さて、同年11月24日から12月18日までは、臨時国会（いわゆる「公害国会」）が開催され、産業か健康かの選択を迫る公害問題は、「公害紛争処理法」「水質汚濁防止法」「廃棄物処理法」などが制定され、一応、制度面が整いました。

そして、翌1971年（昭和46）には環境庁が発足、1973年（昭和48）には「自然環境保全法」が制定されました。

この時代前後に、美濃部都知事など、革新首長が誕生したことも付記しておきます。（注3）

注1：「多摩川を愛する会」がこの地に誕生し、これが模範となって、河川愛護団体の制度が誕生します。

注2：地元住民たちは、工事用車両の進入を、座り込んで阻止し、反対署名を集めて都や狛江市に請願するなどして、1979年（昭和54）、狛江市議会と道路はつくらず、車は通過させないという約束を取り付け、東京都の道路計画は頓挫しました。

注3：1967年（昭和42） 美濃部亮吉東京都知事誕生、1971年（昭和46） 伊藤三郎川崎市市長誕生

写真は、①玉川高島屋SC（HP「高島屋アーカイブス」掲載写真）、②横山理子著作「多摩川に生きる」表紙、③公害国会において成立した法律（H11 環境白書掲載資料）



第序-1-1表 第64回国会に提出された公害関係法律案の一覧表

件名	先議院				後議院				公布月日及び番号
	提出	委員会付託	委員会審査	本会議審査	提出	委員会付託	委員会審査	本会議審査	
公害対策基本法の一部を改正する法律案	11.27 衆	12.3 公害	12.10 可	12.10 可	12.10 参	12.10 公害	12.18 可	12.18 可	12.25 132
道路交通法の一部を改正する法律案	11.27 衆	11.27 地行	12.10 可	12.10 可	12.10 参	12.10 地行	12.18 可	12.18 可	12.25 143
騒音規制法の一部を改正する法律案	12.1 衆	12.1 公害	12.10 可	12.10 可	12.10 参	12.10 公害	12.18 可	12.18 可	12.25 135
廃棄物処理法案 (修正により題名が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改められた。)	12.1 衆	12.1 社労	12.10 修可	12.10 修可	12.10 参	12.10 社労	12.18 可	12.18 可	12.25 137
下水道法の一部を改正する法律案	12.1 衆	12.1 建設	12.9 修可	12.10 修可	12.10 参	12.10 建設	12.17 可	12.18 可	12.25 141
公害防止事業費事業者負担法案	12.1 衆	12.1 公害	12.10 修可	12.10 修可	12.10 参	12.10 公害	12.18 可	12.18 可	12.25 133
海洋汚染防止法案	12.2 衆	12.2 運輸	12.9 修可	12.10 修可	12.10 参	12.10 運輸	12.17 可	12.18 可	12.25 130
人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案	12.2 衆	12.2 法務	12.10 可	12.10 可	12.10 参	12.10 法務	12.18 可	12.18 可	12.25 142
農業取締法の一部を改正する法律案	12.2 衆	12.2 農水	12.9 修可	12.10 修可	12.10 参	12.10 農水	12.18 可	12.18 可	46.1.4 1
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案	12.2 衆	12.2 農水	12.10 修可	12.10 修可	12.10 参	12.10 農水	12.18 可	12.18 可	12.25 139
水質汚濁防止法案	12.2 衆	12.2 商工	12.10 修可	12.10 修可	12.10 参	12.10 商工	12.18 可	12.18 可	12.25 138
大気汚染防止法の一部を改正する法律案	12.2 衆	12.2 公害	12.10 修可	12.10 修可	12.10 参	12.10 公害	12.18 可	12.18 可	12.25 134
自然公園法の一部を改正する法律案	12.2 衆	12.2 社労	12.10 可	12.10 可	12.10 参	12.10 社労	12.18 可	12.18 可	12.25 140
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案	12.2 衆	12.2 社労	12.10 可	12.10 可	12.10 参	12.10 社労	12.18 可	12.18 可	12.25 131

備考 ①衆＝衆議院、参＝参議院を表わす。②各欄の数字は、それぞれの年月日を表わす。③委員会付託の法務＝法務委員会、地行＝地方行政委員会、社労＝社会労働委員会、農水＝農林水産委員会、商工＝商工委員会、運輸＝運輸委員会、建設＝建設委員会、公害＝(衆)産業公害対策特別委員会、(参)公害対策特別委員会を略したものである。④委員会審査、本会議審査の欄の、可＝可決、修可＝修正可決を略したものである。